

2002年・春号

CONTENTS

特集 4-7

活動本番を迎える委員会

- ・EV前防火設備委員会
- ・耐火クロス製防火・防煙スクリーン技術基準作成委員会
- ・連動機構・装置等自主管理検討委員会
- ・シャッター防犯対策研究会

特別寄稿 2.3

- ・芝浦工業大学 名誉教授 明野 徳夫 氏
- ・株式会社 久米設計 岡本 賢 氏

ニュース 2.3

焦点 8.9

データ 9

委員会だより 10

トピックス 11

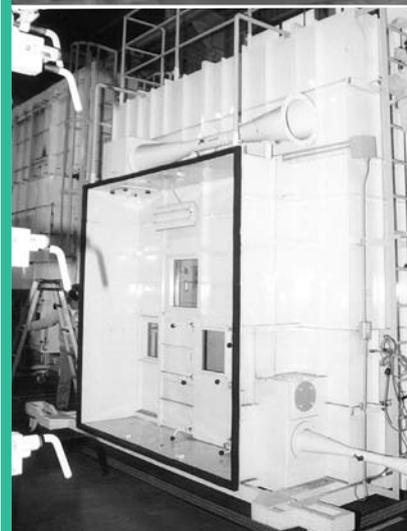
お隣り紹介 12

- ・日本防排煙工業会

関連ニュース 13

スポットライト 14-15

奥付 16



(上)平成14年新年祝賀パーティー
(右中)オープンしたホームページ
(左中)防火戸の遮煙性能試験
(右下)試験を見守る関係者

防災設備の自主評定への課題



芝浦工業大学
名誉教授 明野 徳夫 氏

建設防災および消防防災設備の関係法規である建築基準法、消防法およびその関連法規の合理化と規制緩和の一環として、性能規定の導入等抜本的な法体系の改正が行われた以降は、社会的ニーズと多様化する施主の要望にこたえ新しい防災機器の開発や合理的防災システムの提案が従来より容易になったといえる。

従来の防災設備は仕様書的に定められた関連法規に適合したシステム、機器、機材、工法を採用することによって比較的容易に防災システムを構築する事が可能であったが、一方で建築物の防災特性に見合った合理的な新しい防災システムの提案は容易ではなかった。

防災機器、機材の多くは認定、評定制度等によってその品質、性能、機能の信頼性があるレベルに確保され、また生産工程、量産体制の合理化等が計られ製品の均一化が計られてきたが、一方で各社の自由な新機種の開発、新機器、機材によるシステム構築は容易ではなかった。

防災システム構成機器の品質、機能の信頼性についての確保は、多くの機器、機材が評価、認定の対象に指定され関連機関の評定、認定制度によって、その品質保証

が行われてきた。

今回関連機関における評定業務が廃止され、今後は性能規定に適合すれば比較的容易に多様な対応が可能になった、しかし一方でそれぞれの機器、機材について要求性能に適合し得るか否かを製造者自らが判断しなければならなくなった。

業界では機器機材の品質、性能、機能の信頼性を確保し従来の関係機関による評定品のレベル水準以上に保持していくために、その方策の確立を早急に計るべきである。

そこで各業界は工業会等を中心とし、従来の関連機関に変わり関連各社の合意を得て自主的に評定機関を確立し自主評定を行う事が望ましく、当面の評定にあたっては従来の関係機関における評定基準等を準用して行わざるを得ないと思われるが、関係機関の評定業務が廃止された趣旨を考えると、早急に現在の社会ニーズに適合した評価法、評価項目、基準値等に見直しし、独自の評定基準を作成すると共にその制度、活用について関係機関、施主等への社会的認知に努めるべきである。

<(社)日本シャッター・ドア協会 連動機構・装置等自主評定委員長>

News

JSDA新年祝賀パーティー、盛大に行われる

1月25日、東京・神宮の「明治記念館」においてJSDA新年祝賀会パーティーが行われた。会員数が100社を超えての初の開催となり、例年をはるかに上回る盛大なものとなった。当日は、御来賓として菅義偉・現国土交通大臣政務官、田中和徳・前国土交通大臣政務官をはじめ、松野仁・国土交通省住宅局審議官、澤田光英・(株)日本建築センター社長らの御出席があり、協会理事、会員各社、関連団体、マスコミ等を合わせて約280名が一堂に会した。

冒頭あいさつに立った岩部会長は、「昨年はシャッターの出荷量が減少し、今年も依然厳しい状況が続く。会員数が1月25日現在で109社まで拡大したが、新旧会員の相

互信頼、相互扶助、相互繁栄の関係を築き、新たな需要創造につなげ、実りある年にしましょう」と抱負を語った。

引き続き、御来賓からの祝辞が述べられ、鏡開きの後、澤田・日本建築センター社長の御発声で乾杯が行われ、会は歓談に移った。

参加者に抽選で賞品が当たるアトラクションも交えながら会は大いに盛り上がり、約2時間後、名残を惜しみつつお開きとなった。



▲乾杯の音頭をとる澤田社長



▲菅 義偉・国土交通大臣政務官

「新しい防火設備に期待する」



株式会社 久米設計
取締役社長 岡本 賢氏

近年建築は益々複合化し、用途は多様化してきています。都市では都市再開発等による巨大建築が多様な用途を内包し、一つの街を建築の中に形作っています。地方でも公共施設は、文化施設や保健施設等が複合された建築となってきています。その様な施設の中では各々の管理区分や防災、避難計画、セキュリティ等が建築計画に重要な課題となってきています。その区分を明確にし、動線を簡潔にするのがシャッターや防火ドアです。複合建築の中では膨大なシャッターや防煙垂れ壁や常時開の防火ドアが使用されています。我々設計者はそれを如何に日常的には見えないようにするかに腐心しています。形をデザインするのではなく、形を消す事が最上のデザインであるという、極めて希少な建築の要素ではあ

るのです。一方でその目的機能を厳格に要求されます。これほど相反するテーマもありません。だからこそ、その役割は重要で魅力に満ちています。種々な素材や技術が開発されている中で、この分野ではあまり新しい様相が見られません。建築はリニューアル、リフォームの時代に移っていきます。従来の機能と全く異なった機能を持つ空間へ、一つの建築が変化していく時代です。そこに必ず新たな手法による区画が必要になります。さらに新しい素材、ガラスや布や空気等、それらを駆使して様々な用途の区画が可能になる技術開発が求められます。課題は多大で未来は明るく、協会の活躍が期待されます。

会員数が113社に！

会員数が、3月12日時点で113社となりました。昨年9月に、所期の目標であった100社を突破しましたが、その後も順調に新規入会が続き、百十桁台に入りました。今回新入会されたのは、オイレス工業（株）：（第二種・東京都品川区・排煙・防火設備製造）、オブテックス（株）：（賛助・滋賀県大津市・センサー開発製造）、東京萬（株）：（賛助・埼玉県さいたま市・建築金物販売）、（株）マルサ佐藤製作所：（第二種・青森県黒石市・ドア製造）の4社です。

会員数の推移

会員種別	平成13年（2001年）						平成14年（2002年）	
	5.31 現在	6.8 現在	6.18 現在	9.18 現在	11.1 現在	12.11 現在	1.25 現在	3.12 現在
第一種 会員	13	13	13	13	13	13	13	13
第二種 会員	25	26	28	33	32	33	34	36
準会員	14	15	15	16	19	20	20	20
賛助 会員	34	36	40	42	42	42	42	44
合計	86	90	96	104	106	108	109	113

ホームページがオープン

JSDAのホームページがオープンしました。協会の案内、事業活動の案内をはじめ、統計データや協会発行の出版物も紹介しています。また、逐次、新しい情報を見ていただくために、「トピックス」をトップページで目立つかたちで掲載しています。さらに、会員名簿からは、各社のホームページにリンクできるようにしています。今後は、製品の技術基準等、専門的な情報や、会員限定コーナー（IDとパスワードを使う）を設け、委員会の議事録や日程案内、関連情報発信などを、漸次、追加していきます。

URLは、
<http://www.jsd-a.or.jp>



注) 会員向けIDとパスワードは、別途、個別にお知らせします。

特集

活動本番を 迎える委員会

今月号の特集では、自主基準化や技術基準の策定に取り組んでいる『基準化推進協議会』のなかでも、活動本番を迎えている3つの委員会と、シャッターのピックアップ被害などで対策が急がれている「シャッター防犯対策研究会」をクローズアップして、活動の現況等をお知らせします。

耐火クロス製防火・防煙スクリーン技術基準作成委員会

当協会による自主基準化の第一弾。開口幅制限とメンテ契約が不可欠。

現況

基準化推進協議会（略称：基準協）が平成12年7月26日に発足し、同時に基準協の下に耐火クロス製防火・防煙スクリーン技術基準作成委員会（TC-1）が設けられた。

耐火クロス製防火・防煙スクリーン（略称：クロススクリーン）は平成8年頃から鋼製シャッターと同程度の防火・防煙性能を有する耐火クロス製のシャッターとして市場に出回りはじめたが、耐火クロスという材料仕様のため認定品とならず、使用するに当たっては、建築基準法第38条の特認が必要で、建物ごとにこの特認を取得しながら実施していく必要があった。

平成12年6月1日から改正建築基準法が施行され、クロススクリーンも、一定の性能が有ると認められれば特定防火設備（旧甲種防火戸）として認定を得られることとなり、これまでの建物ごとの評価を経ずに使用されることが可能になった。

しかしながら、統一した基準がないと、不適切な条件の場所にも広く使われ、納入後のトラブルが懸念されることにもなる。

そこで当協会として、クロススクリーンが、政令で定める特定防火設備としての機能を継続して発揮し、納入後のトラブルを未然に防止するために、建築基準法でカバーしていない、より詳細な基準を定めて、自主的に管理する必要があると判断し、委員会を設けて基準を作成することになった。

現在、技術基準案がほぼまとまり、最終のまとめの段階である。技術基準では、旧法38条の評定内規を参考に、クロスは鋼製に対し強度が落ちること等を考慮し、

設置場所、使用方法などに制限を設ける必要もあるとしている。

また、寸法については、挟まれ事故に対する安全性、メンテ、シート交換作業性等から、幅は10m以内が望ましいとしている。

一方、クロススクリーンの認定に係わる検証方法が評価機関において確定しておらず、試験体より大きな寸法の場合の認定が得られない状況であるが、確定次第、技術基準の最終まとめを急ぐこととしている。

今後、この基準は、(財)日本建築センターなど指定評価機関の評定を受けてオーソライズするとともに、協会内に自主管理委員会（仮称）を設け、製品の基準適合を審査し、自主評定品として運用する予定である。

大臣認定取得の時期については5、6月になる予定であり、これを受けて各社から製品が市場に投入されることになる。

委員会設置の背景

- ・ 建築基準法が改正され、仕様規定から性能規定に変わり、材料にも制限が無くなり、38条認定も削除された。
- ・ 耐火クロスを用いた防火防煙シャッターが生まれ、使用の増加が予想されるが、鋼製シャッターのように堅固でないため、無制限に使用すると納入後のトラブルが予想され、設置条件、維持管理も含めた技術基準必要になった。

ねらい・目的

良質な製品を製作し、適正な施工、設置、維持管理によりその性能、安全性を確保するために、技術基準、施行基準、点検基準を作成する。

リーダーからのコメント：委員長 流 豊秀

クロススクリーンは、実績の有る鋼製シャッターに比べ歴史が浅く、ノウハウの蓄積が少ないため、施工時、施工後のトラブルを未然に防ぐため、法的基準に加え自主的に基準を定めるもので、この基準は施行1

年後に実施状況を踏まえ見直しを行うことにしている。基準は旧法38条の評定内規を参考にさせてもらい、常時開閉しない、防火・防煙を目的にしたシャッターを想定している。今後は、建築主事、設計事務所、ゼネコン等への浸透が課題である。

EV前防火設備委員会

改正建築基準法で、エレベーター扉の遮煙性能の確保が必要

現 況

建築基準法第38条が削除されたとともに、告示第1111号が、平成14年5月31日で失効することになり、これまで例示仕様の防火戸と同等の性能（遮煙性能）があると認められていたエレベーターの扉（乗場戸）に、その性能が認められなくなった。このため、エレベーターの昇降路を遮炎・遮煙性能のある防火設備で区画しなければならなくなった。

この件について、平成13年11月8日に、国土交通省より、日本建築行政会議で、「昇降機の昇降路の防火区画について」の報告がなされた。

この報告の中で、「昇降機の昇降路の防火区画において必要とされる主な性能」として、乗場戸前空間を隔てて防火設備を設置する場合は、空間+防火防煙シャッター・防火戸（遮煙性能を有するものに限る）を大臣認定に基づき、防火設備と見なすこととなった。

こうした基準法の変更を踏まえて、当協会としてもこれに対処するべく、エレベーター前防火設備委員会（TC-12準備WG）を設けて、協会として大臣認定を取得し、加盟各社に利便をはかることとした。

また、この作業は、(社)日本サッシ協会と共同で行い、大臣認定は、通則認定に近い形で取得することになる模様。

委員会は、日本シャッター・ドア協会から9名、日本サッシ協会6名、日本エレベーター協会1名、オブザーバ3名、計19名で構成されている。

こうした中で、防火戸の遮煙性能試験が、平成14年2月15日に、トステム商品総合試験場で実施され大臣認定に向け、大きく踏み出した。

（防火戸の遮煙性能試験の内容については、11ページを御覧ください。）

委員会設置の背景

- ・建設省告示第1111号の廃止
- ・「昇降機の昇降路の防火区画」の必要
- ・大臣認定による対応

ねらい・目的

- ・遮煙性能を有する防火戸の基本的な使用を定め、性能を確認する
- ・防火設備の基本的なパターンの大員認定を取得する

リーダーからのコメント ：TC-12準備WGリーダー 田中 将介

告示第1111号が、5月31日で失効となるので、5月までの限られた時間しかなく、その中で大臣認定を取得しなければならないという切羽詰まった状態であり、また、認定方法が明確でない等、解決すべき課題が多いことは事実である。

認定取得後も様々な問題が予想されるが、それらをクリアーし、基本パターンでの認定取得を目指している。

連動機構・装置等自主管理検討委員会

防災機器の信頼性を示す新しい適合マーク、4月1日から表示。

現況

昭和55年以来、煙・熱感知器連動機構・装置等の防災性能評定は、(社)日本火災報知機工業会及び当協会の前身である(社)日本シャッター工業会が取得した「BCJ-防災-82号」に基づき、いわゆる「BCJマーク」の表示によって運用してきたが、この度の建築基準法の改正に伴い新たな性能評価、認定制度が法制化され、これまで使っていたBCJマークが廃止されることになった。

しかし、昭和55年の自主管理開始以来“BCJマーク表示品＝信頼して使える防災機器”として広く現場の支持を得てきており、表示を無くすことは顧客に対し、混乱を来すおそれがあると判断された。

こうした背景を受けて、BCJマークに替わる新制度の立上げを検討すべく、当協会・基準化推進協議会において、連動機構・装置等自主管理準備委員会(TC-2)の設立が決定し活動がスタートした。業界団体が独自の評定制度を持つ方式では、既に、日本照明器具工業会の非常照明の自主評定が先行していたが、この方式を参考にするなどして新制度の仕組みづくりを検討した。関連団体との調整では、(社)日本火災報知機工業会と共に、今回は日本防排煙工業会に加わっていただき、3団体で委員会を構成して進めてきた。

平成13年9月、第1回合同運営準備委員会を皮切りに、本年3月末の年度内に自主評定制度の確立に向けて活動をスタートさせた。平成13年10月から11月にかけて構造基準や委員会規程の案を作成し、同12月に当協会の理事会承認を得、平成14年1月29日に第1回連動機構・装置等自主評定委員会(委員長 芝浦工業大学名誉教授 明野徳夫)が開催された。また、同2月1日付けで、委員会規程や構造基準が制定され、同2月5日には東京・四谷「スクワール麹町」において、関連3団体会員向けに説明会を行った。

申請手続きに関しては、本年3月5日までに旧制度から

の移管手続きをしてもらい、専門委員会を経て、3月12日の第2回連動機構・装置等自主評定委員会で移管申請分の審査が行われた。移管申請のあった火災報知機工業会分114件と当協会分40件については全て承認され、自主評定マーク使用許可書が発行されることになった。新規型式申請についても本年3月1日より受付を開始した。

こうして、新しい適合マークは、本年4月1日から表示される運びとなった。

新制度については、3月12日付けで3団体代表の連名で、都道府県建築主務部長、特定行政庁、指定確認検査機関に通知され、周知徹底にも当たっている。

(P12に日本防排煙工業会を紹介)

設置の背景

- ・ 認証制度の見直しにより従来のBCJ評定マークが使用できなくなった。
- ・ 防災機器はシステムとしての信頼性の証明が不可欠であり、関連団体と連携した基準づくりが求められた。

ねらい・目的

20年以上の実績を持つ、BCJ-防災-82号をベースにして、今後もスムーズに運用できる自主管理(評定)制度の確立を目指す。

リーダーからのコメント：委員長 上野 耕平

自主評定制度は、煙又は熱感知器と連動し、自動閉鎖する防火戸・防火シャッター・防火ダンパーに用いる自動閉鎖装置及び連動制御器について、委員会の定める構造基準に適合したものに、必要な品質管理を条件に自主評定マークの使用許可を与え、適正な使用の確保と推進を図ることである。

当制度が社会的に認知されるためには、システム全体としての信頼性の確保が不可欠で、設置基準や点検基準も含めた取り組みが今後の課題となる。

シャッター防犯対策研究会

シャッターもピッキング被害で、新たな防犯対策。

現 況

昨今マスコミで報道されているとおりピッキングを始めとした侵入盗の犯罪増加は、今や社会全体の問題ともなっている。こうした現状の中、去る平成13年10月大阪府東警察署長より「シャッターの防犯設備の強化改善について（依頼）」という文書が大阪市に事務所を置く各シャッターメーカーに通知された。

当文書によると、大阪府下における”シャッター破り”の発生件数は、金庫破り、事務所荒し、出店荒しの全発生件数の8.2%と多く、とりわけ大阪東警察署管内においては実に17.1%となっている。またその手口は、「ピッキングにより開錠する」、「シャッター電動ボックスを破壊して作動させる」、「シャッターを車等で押し破る」、「シャッター錠部分を破壊して開錠する」、「シャッターそのものを切り取ってしまう」という内容が大多数を占めており、こうした事態をふまえ防犯的に堅固なシャッターの改善・開発とその推奨を依頼したいと結んでいる。

これを受けてシャッター部会軽量シャッター分科会において討議された結果、シャッター部会より運営委員会にシャッターの防犯対策の必要性についての提言がなされ、運営委員会の下に“シャッター防犯対策研究会”の発足が決定された。

“シャッター防犯対策研究会”は、座長に後藤理事、参与に大沼専務理事、茂木運営委員長、シャッターメーカー各社より委員を選出し、須賀主査、小尾事務局を中心として月1回の会合を重ね現在に至っている。

これまでの活動の結果として大阪東警察署へ次の内容の報告書を提出している。

「侵入犯の手口としてシャッターを破って侵入する手口が増加していること、また、その手口が粗暴化・巧妙化している現状を真摯に受け止め、①防犯性能をさらに向上させたシャッターをユーザーに提供していく②用途に合ったシャッターをユーザーが選択できるようにする

ことを目的とし、当協会は“シャッター防犯対策研究会”を新たに発足させ、シャッター破り等の実態把握と課題を明確にしユーザーが適切な商品選択を可能にするための手引書の刊行などユーザーへの商品情報の公開を今後行っていく」というものである。

また今後は、警察庁、(財)都市防犯研究センター等の関係機関を訪問し、様々なアドバイスを受けながら目的を達成すべく引き続き活動を行っていく予定である。

設置の背景

- ・大阪府東警察署長からの改善依頼
- ・“シャッター破り”の発生件数増加による社会的要請への対応

ねらい・目的

- ・防犯性能をさらに向上させたシャッターをユーザーに提供していく
- ・用途に合ったシャッターをユーザーが選択できるようにする

リーダーからのコメント ：主査 須賀 一男

我々の防犯研の方針・方向性等、皆様にお知らせする機会を頂きありがとうございます。先ず、ビジネスチャンスの創出と会員のメリットを方針とし、現在の犯罪手口に対する対策の必要性を関係機関との懇談会を開催するなど関連情報や社会のニーズを幅広く取得、整備することにより、ユーザーへの適切な情報公開を目的としています。例えば、シャッターの設置選別・品種別選別・防犯機能付選別等の刊行物を作り上げるまで、微力ながら努力いたします。

防火シャッター・防火扉・連動制御設備の 点検基準の改定

—防火シャッター等の検査点検・保守点検の推進を—

当協会と（社）日本火災報知機工業会が共同でまとめた「点検基準」は、平成10年に起った浦和市における小学校児童の事故以来、行政と一体となり業界対応策の帰結点として重要な意味を持つものです。いわゆる「ガイドライン」では、防火シャッターの維持管理の重要性から、特に感知器連動機構の点検は、シャッター及び消防関係の専門技術者が連携して実施すべきと指摘されており、現在、地方公共団体等で社会的事業として進められている「安全・安心な街づくり」に、民間側から寄与する事業に位置付けられるものです。

1.新しい点検基準の策定

「ガイドライン」の対応策を実現するため、両協会・工業会は、連携して点検を推進する対策について、合同委員会を設けて検討を始めました。まず製品の品質を担保する防火シャッターの連動機構等の自主認定・管理の規定の技術的基準を見直しするとともに、新たに防火扉の点検基準を加え、連携による総合連動点検を導入した新たな点検基準の策定について、両会からの専門の技術者からなるWGによって、精力的な検討が行われました。



▲この程発行された点検基準の改訂版

また、基準は、消防設備の点検資格者である消防設備士、消防設備点検資格者（以下「消防資格者」という。）の業務と当協会が自主的に認定している防火シャッター保守点検専門技術者（以下「専門技術者」という。）の業務範囲、すなわち、それぞれの責任範囲を明確にするための運用基準を併せて定めています。

ここでの考え方は、防火シャッターは、電気的かつ機械的な設備で、専門的な知識がない者が保守点検を行うと重大な事故が発生する恐れがあることと、非常時における確実な作動と機能を確保するため、専門技術者に限定して保守点検を行う必要性を強調したことです。

なお、この点検基準は、平成11年9月22日付けで、両会の会長名にて建設省住宅局建築指導課長、自治省

消防庁予防課長あて報告され、それぞれ所管官庁からは都道府県主務部長あてに通知されています。

2.検査員制度の創設

消防資格者、いわゆる防災事業に携わる人たちが、防火シャッターの保守点検について十分な専門的知識もなく、防火シャッターが消防設備の一部であるがごとく、建築物の管理者等から点検を受託している例が多く見られています。

建築物の管理者等は、これら安易な点検によって防火シャッターの保守点検が済んでいるものと誤解しており、その後の業界調査では、危険な点検の状況が明らかにされております。

前述の合同委員会では、両会は、会員による責任ある点検を推進すること、目視でできる軽易な点検を行う者の新しい資格を設けること、このために防火シャッターに関する講習会を行い、「防火シャッター検査員」（以下「検査員」という。）の資格を与えることとしました。

また、今回改定された点検基準では、運用上検査員を位置付けるとともに、検査員が行う点検基準を追加し、扉の基準の追補を行っています。

さらに、解説版として『防火シャッター・防火扉・連動制御設備—メンテナンスのすすめ』のパンフレットを両会で共同作成し、点検の推進を図っているところです。

なお、検査員の資格認定は当協会が行っており、先行的に既に全国で講習会が行われ、現在まで620名が認定されています。

3.点検の推進と今後の課題

点検のための運用基準が定められ、点検を行う資格者の認定などシステムの構築が行われていますが、点検の普及・促進は、容易ではないのが実態であります。

点検の費用がかかること、緊急性を感じていないことなどにより、建築物の管理者等の理解が得られず、点検の実施が後回しになっている現状は大変残念なことです。

昨年9月、新宿歌舞伎町の雑居ビルの火災で不幸にも44名が亡くなっていますが、国土交通省、総務省消防庁ではそれぞれ検討委員会、審議会での検討結果を取りまとめております。

これらの報告書等には、維持管理上の重要項目の明確化など当協会が行っている事業関係に触れている部分も

多く、これを踏まえて、当協会が現在実施していること、これから実施しなければならないこと、また、関係官公庁にお願いしなければならないことを整理し、国土交通省と対策を協議しているところです。

近日中には、文書をもってお願いすることとしていますが、いずれにしても、建築物の管理者等の理解が進ま

なければ、実効性の高い点検の普及・促進を図ることは困難なため、今後、更なる戦略的・総合的な対策の検討が望まれています。

当協会では、定期点検等維持管理対策を主要な事業項目に盛り込むなど、公益法人として中心的な課題としてとりあげてまいります。（専務理事 大沼 喜明）



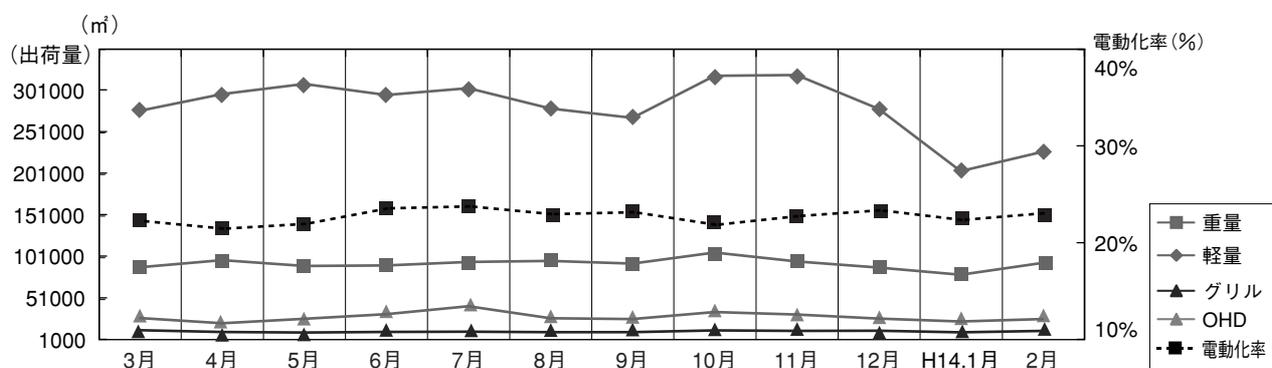
統計データ

■過去1年間推移

(m)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H14.1月	2月
重量	86,139	94,661	87,656	88,289	92,491	93,745	90,502	103,827	93,116	85,736	77,095	91,383
前年比	-26.2	-4.6	-28.3	-43.3	-28.1	-47.4	-44.0	-40.7	-25.1	-15.4	1.4	8.4
軽量	274,528	294,576	306,731	293,461	301,640	277,146	265,897	316,529	317,487	276,757	201,790	225,109
前年比	-6.7	-4.5	2.6	-9.0	2.6	-6.4	-11.7	-0.9	-3.7	-13.4	1.9	0.1
電動化率	22.1	21.3	21.8	23.4	23.6	22.8	23.0	21.7	22.6	23.2	22.2	22.9
グリル	10,309	8,181	7,541	8,246	8,545	7,955	7,984	10,102	9,495	9,697	7,787	9,481
前年比	6.0	-1.7	-1.5	-12.6	-7.7	-27.5	-35.2	-6.2	-4.9	-5.1	3.5	18.9
OHD	24,952	18,702	24,063	29,624	39,190	24,728	23,738	32,193	29,208	24,306	20,823	23,771
前年比	-16.8	-11.6	-5.0	-7.1	55.0	-30.1	-36.6	3.0	-14.8	-16.9	-6.0	-7.3
合計	395,928	416,120	425,991	419,620	441,866	403,574	388,121	462,651	449,306	396,496	307,495	349,744
前年比	-12.2	-4.8	-6.2	-19.2	-3.3	-22.5	-24.3	-13.8	-9.8	-13.9	1.2	2.1

■種類別出荷生産推移



■出荷数量年間推移 (4月～翌年3月累計)

(m)

	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
重量	1,746,321	1,967,278	2,001,243	1,936,939	1,676,527	1,524,206	1,707,897	1,737,110	1,775,359	1,574,810	1,286,780	1,492,832
前年比	14.2%	12.7%	1.7%	-3.2%	-13.4%	-9.1%	12.1%	1.7%	2.2%	-11.3%	-18.3%	16.0%
軽量	5,418,308	5,635,219	6,019,965	5,288,063	4,843,331	4,677,685	4,544,678	4,730,120	4,195,575	3,896,089	3,732,420	3,487,158
前年比	1.4%	4.0%	6.8%	-12.2%	-8.4%	-3.4%	-2.8%	4.1%	-11.3%	-7.1%	-4.2%	-6.6%
グリル	151,206	162,194	147,597	134,198	118,814	103,601	108,744	114,051	111,020	103,457	108,042	114,744
前年比	18.5%	7.3%	-9.0%	-9.1%	-11.5%	-12.8%	5.0%	4.9%	-2.7%	-6.8%	4.4%	6.2%
OHD	433,882	475,487	482,527	462,639	430,393	383,865	417,438	464,464	435,581	368,259	328,943	343,957
前年比	10.4%	9.6%	1.5%	-4.1%	-7.0%	-10.8%	8.7%	11.3%	-6.2%	-15.5%	-10.7%	4.6%
合計	7,749,717	8,240,178	8,651,332	7,821,839	7,069,065	6,689,357	6,778,757	7,045,745	6,517,535	5,942,615	5,456,185	5,438,691
前年比	4.8%	6.3%	5.0%	-9.6%	-9.6%	-5.4%	1.3%	3.9%	-7.5%	-8.8%	-8.2%	-0.3%

第9回基準化推進協議会 [2月6日開催]

1. クロススクリーン技術基準策定委員会 (TC-1)

- ・ 開口拡大WGにおいて、寸法拡大検証方法について評価機関、国土交通省と打ち合わせを数回にわたる行う。
- ・ 技術基準の開口拡大制限について、TC-1以外のメンバーも含めて検討した結果を報告する。

2. 連動機構自主管理検討委員会 (TC-2)

- ・ 1/29第1回連動機構・装置等自主評定委員会が開催された。
- ・ 2/5関連3団体会員向けに説明会が行われた。
- ・ 国土交通省、都道府県建築主務部長等にも、新制度

移行について通知する。

3. 窓シャッター技術基準作成委員会 (TC-11)

- ・ 技術基準は、当協会とサッシ協会の共同作成であることを表記する。
- ・ 技術基準の管理組織として、重量シャッター他の主要製品と同様常設委員会を設けることを検討する。

4. エレベーター前防火設備委員会 (TC-12) 準備WG

- ・ 2/15トステム野田試験場にて、3種類の防火戸についての防煙試験を実施する。(内容等、P11参照)

企画委員会

1. シャッター部会

- ・ シャッターの防犯性能強化に関する共同研究の推進、シートシャッターの性能基準の策定等を行う。

2. ドア部会 [2月21日開催]

- ・ PL相談委員会及び連動機構・装置等自主評定委

員会より、それぞれドア部会への要請、活動状況等の説明が行われた。

- ・ 2/15エレベーター前防火ドアの防煙試験の実施及び検討事項について東田部会長より説明が行われた。

運営委員会

1. 第2回シャッター防犯対策研究会 [2月26日開催]

各方面から注目されている研究会であるので、例えば、防犯性能は供給側ではなく、ユーザーが決めることである等、公益法人として基本的な考え方をもって取り組むこととする(後藤座長)。

審議事項はP7を参照してください。

2. PL相談委員会 [1月16日開催]

- ・ メーカーとして「品質保証」の本来の目的を認めつつ、名称を「品質委員会」に改め、免責事項、取扱説明書、カタログなどの表記方法を討議する。

- ・ 免責事項の解説を項目ごとに12タイプに分類し、保証内容が容易に理解できる解説書の策定を推進する。

(各委員が分担しそれぞれのテーマの解説書を策定)

3. OHD委員会 [2月14日開催]

- ・ 耐風圧計算基準の改正において、国土交通省の施工監理指針での表現方法の明確化について協議する。
- ・ 郵政事業庁の評価基準改正については、記載すべき事項とその表現上の問題を討議して協会案を提示、修正案が再度示され現在審議を実施している。

認定講習会

1. 防火シャッター検査員資格認定講習会

第10回 平成14年1月22～23日 東京

第11回 平成14年2月14～15日 東北

- ・ 第11回までの認定者数：620名

2. 防火シャッター保守点検専門技術者資格認定講習会

第35回 平成14年1月18日 北海道

- ・ 第35回までの認定者数：2,507名

3. 平成14年度防火シャッター保守点検専門技術者講習会 (開催予定)

第36回 平成14年7月頃 東京

第37回 平成15年1月頃 中国・四国地区

トピックス

エレベータ前防火設備に用いる防火戸の遮煙性能試験を実施



エレベータ前防火設備委員会・
T-C-12準備WGリーダー 田中 将介

建設省告示第1111号の失効に伴い、エレベータの昇降路を遮炎・遮煙性能のある防火設備で区画する必要が生じた。これに伴い、当協会、(社)日本サッシ協会、(社)日本エレベータ協会の3団体共同で、エレベータ前防火設備合同委員会が設置され、この委員会において、空間を含む防火設備に用いる防火戸の遮煙性能試験を行い、防煙シャッターと同等の性能があることを確認し、国土交通大臣認定を受けることとなった。

この遮煙試験は、代表的な形状の防火戸に遮煙機構を備えたもので試験を行い、性能を確認する方法がとられた。

鋼製防火戸の遮煙性能試験は、平成14年2月15日に、千葉県野田市の『トステム商品総合試験場』にて、委員会のメンバー立ち会いのもとで行われた

3種類の試験体を試験場に持ち込み、指定性能評価機関が定める防火設備性能業務方法書により、遮煙性の確認を行い、また、開き力については、JIS A 1519-1996「建具の開閉力試験方法」5.4.1によって行われた。

試験の結果は、3体とも、遮煙性は、圧力差19.6Paの通気量が $0.2\text{m}^3/(\text{min}\cdot\text{m}^2)$ 以下であり、また、開き力は、3体とも、50N以下での開き力に適合しており、合格となった。

この試験は、公開試験という形式を取り、国土交通省国土技術政策総合研究所、(独法)建築研究所及び指定性能評価機関の方々に立会いをいただき、試験報告書は公的に信頼できる資料として大臣認定の際に添付される。

今回の試験は、空間を含む防火設備、遮煙性能を有する防火戸としての試験であり、また、当協会、(社)日本サッシ協会、(社)日本エレベータ協会と3団体共同で行われたこと等、過去に例のないものばかりだった。かつ、時間的制約があり、メンバーの協力が欠かせないものだった。

しかしながら、6月1日の経過処置の失効をにらみ、大臣認定取得という目標のもとに、メンバー全員がベクトルをあわせ、協力しあったことにより、試験は成功に終わることができたもので、たいへん意義のある試験であった。

特に、田中サッシュ工業(株)には試験体の製作をお願いし、また(社)日本サッシ協会のメンバーの方々には、様々な御協力をいただき、おかげさまで、無事終了することができたことに感謝している。

今後は、この試験結果をもとに、大臣認定を目指し、エレベータのパターン、防火戸の開口幅制限、バリエーション、認定後の運用等々、多くのハードルをクリアしなければならない。

委員会としては、4月中旬での大臣認定申請を目指して活動を進めている。



↑試験風景 片開き/潜り戸付き
潜り戸の開閉確認試験



←試験を見守る
関係者



→試験後の
打合わせ風景

煙・熱感知器連動機構・装置等の自主評定制度が2月1日からスタートしました。自主評定実施機関として設置された「連動機構・装置等自主評定委員会」に、新たに参加することになった日本防排煙工業会を今回は御紹介します。

日本橋小網町の事務局を訪ね、広瀬正雄事務局長にお話を伺いました。

まず、工業会の沿革をお聞きしたいと思います。

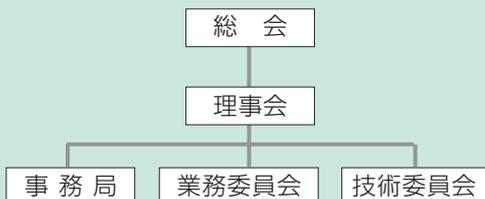
工業会は、1977年（昭和52年）に設立され、今年で26年目を迎えることになりました。昨年はおかげさまで25周年ということで、記念総会及び懇親会を行うことができました。

現在、会員は防火ダンパー及び排煙口のメーカーを中心として26社で構成し、その内訳は正会員が21社、賛助会員が5社となっています。設立当初は防煙・排煙設備の関連会社から広く会員を募りスタートしました。実は、当時の会員にはシャッターや火災報知器の会社も数社名を連ねていました。

次に、事業内容と組織についてお聞かせください。

下に示す組織のもと、品質の確保、技術の向上、人材の育成をテーマに、防排煙設備である防火ダンパー、排煙口及び給気口等の開発と普及を推進し、社会のニーズに応えるべくさまざまな活動を行っています。

●組織図



防火ダンパーの工業会表示シールについて教えてください。

防排煙設備は設置しているというだけでなく、その維持管理が重要であり、防火ダンパーについては、平成7年11月より、検査口に統一表示シールを貼ることにしました。シールには「6ヶ月に1回以上作動

点検して下さい」と表示し、法的に定期点検が必要であることをアピールしています。



↑防火ダンパー適合シール

←会報

工業会として、現在テーマとなっていることは？

自主評定制度のことはもちろんですが、それ以外にまず、工業会発行の「製品基準」の改訂があります。この基準は、製造メーカーの団体である当工業会の自主基準として、主製品である防火ダンパー・排煙口・給気口に関する品質・機能を確保するための基準を定めています。もうひとつは、「防排煙のQ&A」を完成させることです。このQ&Aは、防排煙設備について、施工のことも含めて分かり易くまとめたいと考えています。

ありがとうございました。

※関連記事としてP12の「煙・熱感知器連動機構・装置等の自主評定新制度がスタート」をご参照ください。

●概要

所在地：〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町15-8

大宗小網ビル2号館8階

TEL：03-3668-6030

FAX：03-3668-6030

新宿区・歌舞伎町火災のビル、使用禁止命令へ——避難路など違反指摘。

東京都新宿区の歌舞伎町で44人が死亡した「明星56ビル」の火災で、新宿区は12日までに、同ビルを所有する「久留米興産」（東京・千代田）に対し、建築基準法に基づく同ビルの使用禁止命令を出すことを決めた。

同ビルは昨年9月の火災後、立ち入りが禁止されてきたが、警視庁新宿署特捜本部は既に死傷者の出ていない1、2階部分などの封鎖を解除していた。このため、同社は今年1月、「法令違反部分を改修するなどして使用したい」との改善計画を提出していた。

しかし、新宿区は（1）屋上部分に建築の正式な許可を受けていないプレハブ小屋がある（2）4階部分には避難経路が一つしかないためキャバレーやバーには使用できない——など、建築基準法上の違反項目がまだ7点あると指摘。今月11日、違反が是正されるまでは使用を禁止するよう命じる事前通知を同社に郵送した。

今後、同社からの意見書提出などを受け、早ければ3月中にも、正式使用禁止命令を下す方針。

一方、東京消防庁も今年1月に立ち入り検査を実施した際、消防法違反十数点が見つかったとして3月下旬に消防法に基づく使用停止命令を下す方針。

（2002/3/12 日本経済新聞・夕刊）

消防法改正案、罰金最高1億円に。

政府は7日、昨年9月に起きた東京都新宿区の歌舞伎町ビル火災を受け、防火管理のための改善命令に従わない違反者への罰則を強化する消防法改正案をまとめた。ビル管理業者などの法人には、最高で1億円の罰金を科すなど、重い罰則で防火体制の管理・徹底を促す。8日に閣議決定し、今国会に提出する。

改正案では、現場管理者など個人が違反した場合、これまでの「一年以下の懲役または五十万円以下の罰金」を見直し、「三年以下の懲役または三百万円以下の罰金」を科す。消防署による立ち入り検査を随時実施できるようにしたほか、階段などの避難口に物を置かないよう管理することも義務付ける。（2002/3/8 日本経済新聞）

公共事業、ゼネコン通さず発注、コスト削減、国交省検討——設計会社が助言役に。

国土交通省は、公共事業の発注について、総合建設会社（ゼネコン）を通さず施工業者に直接発注する方式の検討を始めた。現在は一括受注したゼネコンが下請けに工事

を割り振る例が多い。新方式では設計会社などの助言に基づき施工業者を入札などで選ぶことが増えるので、コスト削減につながる。高い技術力を持つ施工業者が系列の枠を超えて受注する機会が増え、公共事業の透明性も高まる。

国交省の研究会が6月にも新方式の活用指針をまとめる。同省は関連法改正の必要性などを検討したうえで、2003年度中にも導入する考えだ。

検討しているのは、事業を発注する国や地方自治体が設計会社などと委託契約を結び、コスト削減案の作成や工程管理を設計会社に任せる方式。難工事などに関する専門知識を持つ職員が不足している自治体に、設計会社が設計方法や業者選定の具体的方法を助言することも想定している。設計会社の助言をもとに内装、電気設備など工事の種類ごとに施工業者を指名競争入札で選ば、ゼネコンが下請けに任せる方式よりコスト低減が期待できる。この方式を一部で導入している民間事業では、ゼネコンへの一括発注に比べコストを約25%削減した例もある。（以下、略）（2002/2/25 日本経済新聞）

正直企業の心得づくり——情報開示や勧誘に基準。内閣府が指針策定へ

うそ表示やリコール隠しはしません——企業が自主行動基準をつくって消費者にきちんと対応するように、内閣府は、ひな型となる指針（ガイドライン）を3月までにまとめることを明らかにした。雪印食品など企業の相次ぐ不祥事を受けて、消費者への情報開示や広告、勧誘、契約のあり方、製品の安全性など、盛り込むべき項目や基準を定める。

消費者保護の規制としては全業種を対象とする製造物責任法（PL法）や消費者契約法などがある。しかし、規定が抽象的なこともあって、企業の行動を十分規制できない。最近ではインターネットによる電子商取引の普及や金融商品の多様化などで、新たな消費者トラブルも増えている。法規制をより具体化、明確化し、適用範囲も拡大する必要が出ている。

このため、行動基準を現行法より厳しくし、適用範囲を広げることを目的に、業界団体や企業が自主的に行動基準を設けることを求める。

指針案では、企業にとって不都合でも、情報提供しないと消費者の不利益になる情報の開示基準や、製品の原材料、添加物、金融商品のリスクなど、開示する情報の範囲を盛り込む。（略）

自主行動基準を策定後、企業が内容を守り、実効性を持たせるため、業界団体などが基準を守らなかった企業に懲罰を科すなど、強制力を持たせることも検討する。

（2002/2/12 建通新聞）

煙・熱感知連動機構・装置等の 自主評定新制度がスタート

煙・熱感知連動機構・装置等の自主評定制度については2002年・新春号で、これまでの経緯、新制度への移行についてお知らせしたが、3団体共同による自主評定機関としての「連動機構・装置等自主評定委員会」において、新制度に移行するための実施要綱等の詳細が決定され、いよいよ4月1日から、新しい制度に基づく適合マークの使用がスタートする。

すでに前号で紹介したとおり、建築基準法改正前は、火災による煙又は熱により自動的に閉鎖する防火戸等（防火戸、防火シャッター、防火・煙ダンパー等）の連動機構・装置に関しては、（社）日本火災報知器工業会、当協会（旧（社）日本シャッター工業会）が建築センターの基本評定（BCJ-防災-82）を受けた構造基準に基づき、自主管理を行ってきたが、建築基準法改正に伴う認証制度見直しに関連し、それまでの「BCJマーク」が使用できなくなったため、新たに日本防排煙工業会を加えた三団体で自主評定を行うこととしたものである。

本年1月29日付けで評定業務を行う「連動機

構・装置等自主評定委員会」が行政機関、学識経験者、及び関係諸団体各位による構成で発足し、委員長には芝浦工業大学 名誉教授 明野 徳夫氏が就任された。

この新制度のスタートに伴い、去る2月5日東京・四ツ谷の「スクワール麹町」において3団体による「連動機構・装置等自主評定説明会」を開催し、3団体の会員会社60社余りが出席した。説明会では、冒頭、（社）日本火災報知機工業会

の黒川専務理事があいさつされ、続いて当協会・後藤理事より「今までは行政指導の中で自主管理を行ってきた。新制度は民間主導で公益法人が自主評定、管理をしていくところに意義があるが、それに伴うリスクもある。評定委員会、会員会社、関連する協会・工業会が各々の責任を明確にして社会、ユーザーの求める技術、品質、性能等に応じていかなければならない」と述べ、今後の自主評定制度への心構えを強調した。

その後、各委員が「自主評定制度への経緯について」「自主評定に関する規程及び施行細則について」「構造基準及び構造検査基準について」「既承認型式の移管について」の説明をし、質疑応答では疑問点等について活発な質疑がなされ約3時間におよび説明会を終了した。



▲後藤理事



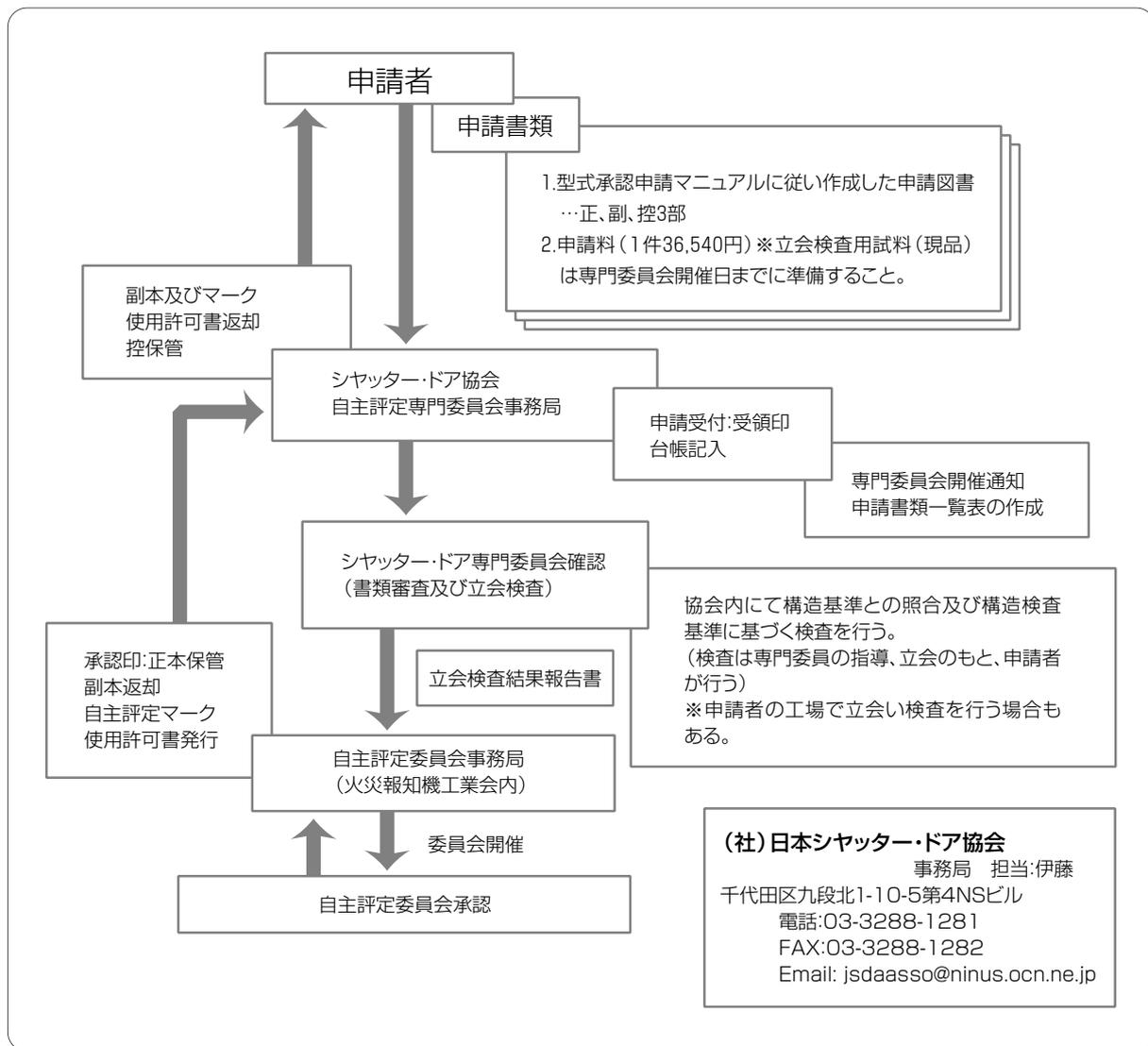
▲新制度の会員への説明会

4月1日からの新制度の実施にあたっては、会員各社へは上記の説明会に加え、会長名による文書で周知徹底を図る他、3団体代表の連名による文書で、国土交通省へ報告するとともに、都道府県建築主務部長、特定行政庁、指定確認検査機関あてに、新制度への理解を得るべく通知した。



▲関係行政機関に文書を送り、周知を図る。

評価申請手続きフローチャート



平成14年度の委員会の開催予定日は下記の通りとなります。

専門委員会	4月10日 (水)	6月5日 (水)	9月11日 (水)	11月6日 (水)	3月5日 (水)
自主評価委員会	5月8日 (水)	7月10日 (水)	10月9日 (水)	2月5日 (水)	



協会にほど近い九段・千鳥が淵でも、今年の桜は早咲きでした。(3.25撮影)

■お知らせ 企業PRコーナーを新設

JSDA会報に企業PRや製品紹介、技術提案など、会員の皆様のメッセージ広告(有料)を掲載するコーナーを新設します。ご希望の方は、事務局にお尋ねください。

*会報の発行部数は3,500部で、会員その他、関係官庁、自治体、関係団体、設計事務所、ゼネコン等に配布しております。

■訂正

前号(2002年新春号)P12の「お隣り紹介」に掲載した「JADA全国自動ドア協会」の会長名が「島田 博允氏(株式会社 ナブ「顧問役」とあるのは誤り(前任)で、正しくは「和田 友一氏(株式会社 ナブ「顧問)」です。訂正しておわび申し上げます。

JSDA会報 2002年・春号

発行日：2002年4月1日 通巻第5号

発行者：社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-10-5 第4NSビル10階

tel.03-3288-1281 (代) / fax.03-3288-1282

URL:<http://www.jsd-a.or.jp>